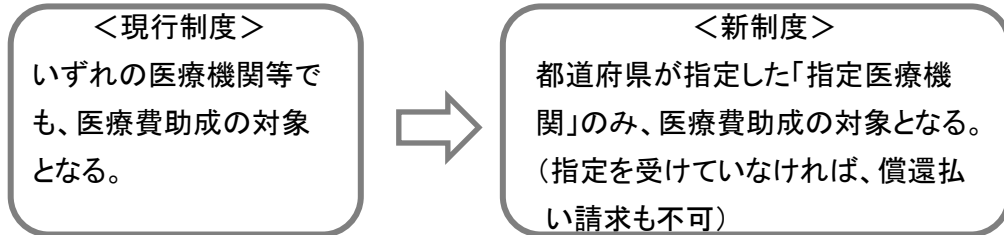


## 新たな難病医療費助成制度における「指定医療機関」の申請の手引き

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月1日からは、新たな医療費助成が始まります。

平成27年1月1日以降は、医療費助成の対象となる医療機関等(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)は、都道府県が指定した「指定医療機関」に限定されます。

- ・ 原則、指定されていない医療機関等を受診した際の医療費等については、償還払いの対象になりません。
- ・ 指定した指定医療機関は、京都府のホームページ等に掲載します。



### ◆ 指定医療機関の要件・責務 ◆

【要件】(難病の患者の医療等に関する法律第14条、同法施行令第5条)

- 1 以下の医療機関等であること
  - ① 保険医療機関
  - ② 保険薬局
  - ③ 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者(訪問看護事業者のみ)及び指定介護予防サービス事業者(訪問看護事業者のみ)
- 2 難病の患者の医療等に関する法律第14条第2項で定める欠格事由(難病医療費助成指定医療機関指定申請書の裏面参照)に該当しないこと。

【責務】(難病の患者の医療等に関する法律第16条)

指定医療機関は、厚生労働省令で定めるところにより、良質かつ適切な特定医療を行わなければならない。

### ◆ 申請について ◆

- ① 指定を受けようとする医療機関等は、以下の書類を京都府健康対策課宛に送付してください。

提出に必要なもの : ① 難病医療費助成指定医療機関指定申請書  
② 役員名簿

※ 指定後に、府より指定通知書を送付します。

- ② 随時申請は受付けております。
- ③ 指定の期間は6年です。指定後6年を経過する前に、更新の手続きが必要となります。

### ◆ 提出先 ◆

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府健康福祉部健康対策課 疾病対策担当